

暫定措置について

(認定薬剤師の暫定措置)

認定薬剤師研修制度規程より

平成 29 年 10 月 21 日～11 月 30 日の期間においては、暫定的に公益社団法人薬剤師認定制度認証機構の生涯研修認定制度の認定薬剤師の認定証の認定期間をもって認定薬剤師を申請することができる。暫定期間以降の暫定措置は認めない。

認定薬剤師研修制度実施要領

1 2. 暫定措置

- 1) 平成 29 年 10 月 21 日～11 月 30 日の期間において、CPC の生涯研修認定制度の認定薬剤師（例：公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師）は、KLEEC 認定薬剤師として申請できる。申請時に各認定証の写しを添付すること。
- 2) CPC の生涯研修認定制度の認定薬剤師（例：公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師）が 1) により申請し、KLEEC 認定薬剤師となった場合の初回認定日は平成 30 年 1 月 1 日とし、次回更新は平成 33 年 1 月 1 日とする。
また更新中の単位は全て KLEEC 認定薬剤師へ引き継ぐことができる。1) 申請時に研修記録（様式 8）に引き継ぎ単位を記載し、KLEEC より確認印を得る。その際、前認定の単位を記載したノート等を添付すること。単位を引き継いだ場合は、KLEEC の確認済研修記録（様式 8）を継続利用するものとし、前認定のノート等は返却しない。
- 3) 平成 29 年 10 月 21 日～11 月 30 日の期間において、平成 29 年 11 月 30 日以前に CPC より認証された KLEEC 以外の実施機関（PV：Provider）で取得した単位は、全て本制度の単位として申請できる。